

自治体はきわめて低い交付限度額になっています（人口当たり交付限度額は東京都が最も少ない）。

地方創生臨時交付金（二次補正）は総額2兆円がすべて地方単独事業分（都道府県・市町村対象）であり、「事業継続、雇用維持対応」（1兆円程度）と「新しい生活様式対応」（1兆円程度）に分けて、限度額が算定されます。「新しい生活様式」対応であればハード事業だけでも対象になります。第一次交付分と同様、コロナ対策の財政需要があっても財政力指数が高い自治体はきわめて低い交付限度額になっています。

そのため、人口当たり交付限度額が最も少ない東京都は財政力による調整をはずすよう要望しています。また、基金造成などによる年度間流用は一部のみ認められており、自治体からは、これらを幅広く認めてほしいという要望が出されています。

新型コロナ対策が地方創生の目的に沿ったものだとすれば、何でもありになってしまいます。政府の事例集にもそのことが反映されています。

自治体の独自対策と財源確保策

政府の対策と予算措置が大幅に遅れたなかで、自治体や地域において独自の取り組みと予算措置が行われました。自治体独自のPC

Rセンターやドライブスルー型のPCR検査が広がるとともに、多くの都道府県で休業要請は応えた事業者への協力金が独自に導入されました。

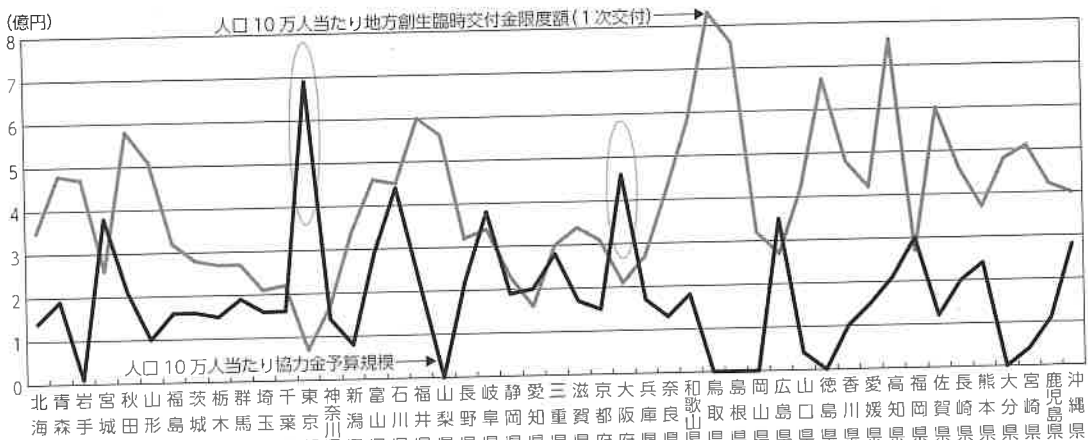
政府の補正予算が不十分な中で、自治体は機動的に対応する必要があります。緊急の補正予算対応では、財政調整基金や減債基金（任意積立分）を取り崩すのは当然です。特定目的基金を議会の承認のもとで用途変更し、活用することも検討すべきです。

活用できる基金に限界がある場合には、既存事業を減額補正し、予算の組み換えで対応することが考えられます。さらに大型建設事業など不要不急の事業の中止・先送りによって必要な一般財源を確保すべきです。

財政に余裕がない自治体にとって、地方創生臨時交付金は貴重な財源となっています。補正予算を組む際、国の補助金による事業とともに、地方創生臨時交付金の範囲で休業協力金など独自施策の予算組みを行う傾向もみられます。

緊急事態宣言を受けた都道府県の予算措置をみると、企業・事業主への休業要請に伴う協力金をおおむね地方創生臨時交付金（一次分）（図1）の配分額の範囲で行っているところが多い状況です。なお、東京都と大阪府は地方創生臨時交付金（一次分）を大きく上回る協力金の予算を確保しました。しかし、

図1 人口10万人当たり都道府県の休業協力金予算規模と地方創生臨時交付金限度額（一次分）



出典：『東京新聞』2020年5月2日付および内閣府地方創生推進事務局資料から作成

*ワーケーション：観光地やリゾート地で休暇を取りながらテレワークすること。
 *ビルトインスタビライザー：財政自体に備わっている、景気変動を自動的に安定させる装置。

特集 新型コロナと自治体——コロナ禍が問う自治体の公共性

法整備とともに、地域に即した対策を進めるための自治体の役割が重要となります。

財政に関しては、以下の点が求められます。

①国と地方の大幅な税収減のなかで、新型コロナウイルス感染症対策に係る財政需要の増加、職員体制強化も含め、自治体が安定した財政運営が行われるよう、地方一般財源の確保、拡充を行うこと。②医療機関への減収補てんを含む経営支援。③PCR検査の抜本的拡充のための予算措置を講じること。④休業要請を行う場合の国による補償金の制度化と財源保障。⑤新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の柔軟運用、対象拡大および増額。⑥地方創生臨時交付金の年度間流用、柔軟運用、配分基準の見直しおよび増額・制度継続。⑦災害対策基本法等の改正により、コロナ禍を自然災害として位置づけ、災害対応の財政措置を適用すること（特別交付税、交付税措置のある地方債発行など）。⑧コロナによる雇用・経営危機に対して雇用・地域経済を支えるため、消費税を含む税の納税免除・延納、雇用調整助成金、家賃補助、持続化給付金などを継続すること。

また、不況・財政赤字拡大期にこそ消費税減税とセットで法人税率の引き上げ、所得税の累進課税強化等によるビルトインスタビライザー機能、再分配機能の強化を図る必要があります。

さらに懸念されるのが地方税収減や徴収猶予の影響です。地方税の減収分については減収補てん債でまかなうことができませんが、地方消費税が減収補てん債の対象に入っていない問題があります。徴収猶予債については償還期限が1年間はコロナの影響が長期化するなかでは不十分だといえます。

政府の対策と財政政策の課題

緊急事態宣言解除以降、感染者が再拡大し、無症状者による感染拡大により感染集積地（エピセンター）が東京に形成され、そこから全国に広がりました。感染集積地（エピセンター）を封じ込めるには無症状者を含め検査を抜本的に拡大（感染集積地の全員検査、病院・高齢者施設・エッセンシャルワーカーの全員検査など）するとともに隔離・医療体制の整備が喫緊に必要となっています。

児玉龍彦氏（東京大学先端科学技術研究センター名誉教授）の提案とそれにもとづく東京都世田谷区（行政検査等の拡充、エッセンシャルワーカーへの定期的検査など）の実施、未感染集積地は検診を活用して抗体検査・抗原検査・PCR検査の併用、といったそれぞれの地域に即した対策が求められます。そのための政府の方針確立と予算措置、

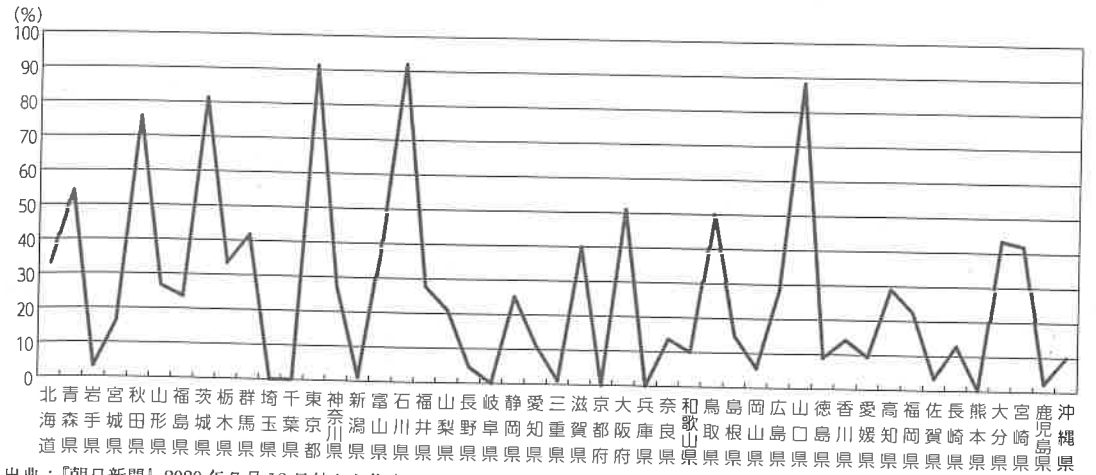
第二波、第三波における自治体の対策と財政運営の課題

第二波への対応として、自治体は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金や地方創生臨時交付金など国の財政措置を活用し、感染拡大に歯止めをかけるとともに、住民の命と雇用・生活を守り、地域の社会経済活動を支えなければなりません。しかし、地方創生臨時交付金を奇貨として、緊急に求められる施策ではなく、新型コロナウイルスとは関係なく進めたい事業に充てることにならないかという懸念があります。政府の事例集にはスーパージョー、ワーケーション、マイナポイント活用促進など、新型コロナウイルス対策として緊急に行うべき事業であるか疑問のある事業も多いのです。

地方創生臨時交付金のなかでも、特に「新しい生活様式」枠はいわば何でもありの制度であるため、優先すべき事業に関する自治体の姿勢が問われます。地方創生臨時交付金では新型コロナウイルス感染症対応の非常勤職員を採用するなど人的体制の強化にも使えることから、自治体の責任を果たすための人的体制の強化に活用することは極めて重要でしょう。

また、職員体制の整備、強化、医療機関への財政支援、地域経済対策、雇用対策などの課題に対して国の財政措置が不十分な場合に、自治体独自の財源確保が求められます。

図2 都道府県別財政調整基金残高減少率



出典：『朝日新聞』2020年7月12日付から作成

そのためには、9月以降の補正予算でいかに既存事業を見直し、減額補正することで独自の事業の財源を確保できるかが鍵になります。

コロナ禍のなかで、これまでの自治体行政のあり方を見直し、優先すべき必要な事業の積み上げと既存事業の見直しを総合的に進めるプロセスの確立が喫緊の課題となります。

* 本稿の脱稿後、8月28日、安倍首相の辞任表明とともに、コロナ対策の新たな方針が示されました。検査体制の抜本的な拡充や保健所の体制強化が盛り込まれたことは一歩前進ですが、実効性が担保されるかは不明です。また、行政検査以外の社会的検査については全額自己負担・自己責任での実施を前提にしたままです。感染症法の運用見直しによる入院の重症者への重点化と「指定感染症2類相当」の見直しについては、感染症の拡大につながりかねないことから自治体から不安の声があがっています。

【注】 1 宮本憲一「新版 環境経済学」岩波書店、2007年、第4章参照。

2 YouTube動画「地域別コロナと問う処方箋」100のやらない理由より踏み出す一歩の大切さ」【新型コロナと問う 児玉龍彦×金子勝】20200820」参照
<https://www.youtube.com/watch?v=1sohOkam1>

【参考文献】
 ・小西砂千夫「新型コロナウイルス対策と自治体の財政運営」『ガバナンス』2020年8月号
 ・平岡和久「人口減少と危機のなかの地方行政」自治体研究社、2020年
 ・岡田知弘「地域づくりの経済学入門 地域内再投資力論 増補改訂版」自治体研究社、2020年